

欠損金の 繰戻し還付制度

青色申告している法人が、前期が「黒字」で納税があり、当期が「赤字」となった際、前期の所得と当期の欠損を通算して前期の納税額を還付してもらう「欠損金の繰戻し還付」制度が認められています。

〔制度の経過〕

この制度は、歳入不足の対処策として、平成4年4月1日から当分の間不適用とされてきましたが、平成21年度の税制改正で、平成21年2月1日以後の終了事業年度において生じた欠損金額について適用されることとなりました。

〔具体例〕

具体的な数字を挙げますと、前期所得200、法人税額60とした場合、当期に100の欠損が生じたケースにおいて、 $60 \times (200 \div 100)$ の算式から、30の納税額が還付される仕組みです。

〔欠損の繰越し〕

前例でいえば、100の欠損金は翌期に繰越し、翌期が黒字であれば相殺処理を行い、翌期が再度赤字であれば合わせて翌々期に繰越す処理が欠損の繰越し制度となります。

この欠損金はその後7年間繰越しが可能で、控除しきれなければ、欠損金は消滅します。

繰戻し還付制度か、繰越し控除かの選択は、法人の任意となります。

〔留意点〕

- ① 解散等が発生した場合には、繰戻し還付不適用の例外として、欠損金の繰戻し還付は適用されません。
- ② 法人地方税については、欠損金の繰戻し還付制度がないため、欠損事業年度以後の事業年度において調整が行われることになり、前事業年度において課された税額の繰戻しを受けることはできません。
- ③ 対象法人は、各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の中小法人に限られています。

ナマの税務相談室

Q 父の葬儀にご出席いただきまして有難うございました。

A 会社の方々も立ち働らかれていて、亡くなられた父上を偲ぶ、いいお葬式でした。

Q 私の家は、母を始め姉、妹など殆ど女性の私で世慣れていませんので、ただ一人の男の私が仕切って会社の連中に手伝わせて通夜、告別式と行いました。

今日は、葬式費用の資料、主として領収書ですが、まとめて持参しました。

A 拝見しましょう。お寺のお経料、通夜分、告別式分計300万円、S葬儀店の葬儀料550万円、新聞広告25万円、通夜雑費等約100万円ですね。アッ、この領収書はすべて〇〇株式会社になっていますが、どうしてですか？

Q 先程、申しましたように、若い連中を手伝わせ、会社が殆どの支払いにタッチしましたので、仮払いにしております。

立替である 葬儀費用は

A 社葬ではないということですね。これは困りましたね。

Q 会社々長の父の葬儀とはいえ、当社規模

で、社葬などとはおこがましい。

A 専務、相続税という葬式費用とは、相続人が実際に負担した金額をいう、とあって、領収書は専務か、母上あてか、甲山家あてとか…。それでは、已むを得ません。早急に会社の仮払金を相続人が返済するようにしてください。未払いのままの放置は、法人税、相続税ともダメです。

Q 領収書はどこの家でも個人あてになっているのですか？そうですか。香典返しは貰った香典から支出しています。では、明日にでも母が相続した預金から会社に1,000万円弱を返済させましょう。

A その返済によって、当局には葬式費用として認めてもらうように説明します。

ナマの税務相談室